

かすみがうら市議会 総務委員会資料

令和4年8月17日 市長公室政策経営課

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画（案） （令和4年度～令和7年度）

茨城県かすみがうら市

令和4年8月

目 次

1	基本的な事項	
(1)	かすみがうら市の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	3
(3)	行財政の状況	7
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	11
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7)	計画期間	12
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	12
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	14
(2)	その対策	14
(3)	計画	15
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	16
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
(4)	産業振興促進事項	19
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	20
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	25
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	27

(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	30
(2) その対策	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	35
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	38
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	38
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
12 再生可能エネルギーの利用促進	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	

(1) 現況と問題点	4 3
(2) その対策	4 3
(3) 計画	4 4
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 4

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

1 基本的な事項

(1) かすみがうら市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置しています。市の大部分は、標高25m前後の常陸台地で、西端の標高約380mの山々から霞ヶ浦湖岸の低地へとなだらかに続き、陸地は東西に約19.5km、南北に約16km、総面積は、156.60 km²（うち霞ヶ浦水面の面積は37.87 km²）あります。

各所から貝塚や古墳群などが発見され、縄文時代以前からすでに人々の暮らしが営まれ、中世から江戸時代にかけて霞ヶ浦周辺の農業・漁業の発達や本陣が設けられた稲吉宿など水戸街道沿道の反映に伴い発展してきました。

明治22年の市制・町村制の施行により本市の基礎となる9か村が成立しました。続いて昭和の大合併が進んだ昭和29年には、9か村のうち志筑村、新治村、七会村の合併により千代田村が誕生し、その翌年、昭和30年には、下大津村、美並村、牛渡村、佐賀村、安飾村、志士庫村の6か村が合併して出島村が誕生しました。

合併当時の両村は水と緑に囲まれた純農村地帯でしたが、昭和38年には千代田村の南部地域が首都圏整備法による都市開発地域の指定を受け、昭和46年には区域区分の決定、出島村の一部においても昭和45年に都市計画区域の決定を行いました。

このような時代の流れの中で、両村の人口は工業団地の開発や交通体系の整備などに伴い増加を続け、千代田村は平成4年に町制を施行、また、出島村は平成9年に霞ヶ浦町へと名称変更するとともに町制を施行し、発展してきました。

そして、平成17年3月に両町は合併し、かすみがうら市が誕生しました。

本市の産業は、レンコンや果樹、内水面漁業など全国有数シェアを誇る農林水産業と立地条件に恵まれて集積してきた商工業がバランスよく発展しており、J R常磐線の神立駅周辺や幹線道路沿いでは、商業・業務系や住居系の市街地が形成され、都市化が進展しています。



イ 市における過疎の状況

国の人口が、平成 20 年をピークに減少局面にある中、本市においても平成 10 年をピークに人口減少と少子高齢化が進み、地域やコミュニティを支える担い手不足が見込まれています。同時に、生産年齢人口が減少しており、市内事業者の人手不足を外国人がカバーする傾向があります。

令和 2 年の国勢調査による本市全体の人口は 40,087 人で、過疎地域指定の長期人口要件（昭和 55 年⇒令和 2 年で①25%以上減、②30%以上減）の増減率は 3.3%の増となっていますが、中期人口要件（平成 7 年⇒令和 2 年で 23%以上減）では 11.5%の減となっています。地区別の中期人口要件の増減率では、旧千代田町（千代田地区）が 2.7%減であるのに対し、旧霞ヶ浦町（霞ヶ浦地区）が 23.6%減となり、過疎地域指定の要件である 23%以上を上回り、かつ本市の財政力指数が直近 3 か年平均で全市平均 0.64 以下となる 0.61 であることから、令和 4 年 4 月に旧霞ヶ浦町が一部過疎地域として指定を受けました。

過疎地域人口要件

長期人口要件

	昭和 55 年	令和 2 年	増減率
かすみがうら市	38,797 人	40,087 人	3.3%
霞ヶ浦地区	17,821 人	14,564 人	-18.3%
千代田地区	20,976 人	25,523 人	21.7%

中期人口要件

	平成 7 年	令和 2 年	増減率
かすみがうら市	45,288 人	40,087 人	-11.5%
霞ヶ浦地区	19,067 人	14,564 人	-23.6%
千代田地区	26,221 人	25,523 人	-2.7%

ウ 社会経済的発展の方向の概要

東京圏とその他の地域との間には県民所得等に差が生じている中、地方の中小企業では人手不足感が高まっています。また、農業では、高齢化や後継者不足などにより年々減少傾向にある中、本市においては、サテライトオフィスによる企業誘致や、民間企業を新たな農業の担い手と位置づけ畑地の活用の促進などに取り組んでまいります。

観光面では、貴重な観光資源や地域資源の継続的な維持管理と施設の充実を図るとともに、市 SNS やアプリ等を活用して、積極的に情報発信し、関係人口の拡大を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

少子高齢化や生産年齢人口の減少が進み、本市の総人口は減少傾向が続いているものの、移住・定住支援や在留外国人の増加等による社会増もみられることから、引き続き定住施策の強化や外国人市民との共生、若い世代への結婚・出産・子育ての支援の強化等による人口の確保を図っていく必要があります。

また、第2期かすみがうら市人口ビジョン（令和2年3月策定）によれば、平成30年には社会増減は転入超過傾向を示しているものの、自然増減は大幅な減少となっており、総人口としては依然として減少傾向を示しています。なお、転入超過の要因としては、企業誘致による就業者の定住のほか、企業等で就業する在留外国人の増加も一因になっていると考えられます。

総人口については、転入者が増加に転じて、高齢者の人口が多い点を考慮すると、当面の間、自然増減については減少で推移すると見込まれます。

このため、引き続き移住・定住施策の強化や外国人市民との共生等の施策を推進し人口移動の均衡を図りつつ、若い世代への結婚・出産・子育て支援を強化し、出生率の向上を目指していく必要があります。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

国勢調査によれば、本市の男女15歳以上の就業者数は令和2年で20,341人（産業分類不能含まず）となっており、産業別でみるとサービス業などの第3次産業が58.5%と最も多く、次いで建設や製造業などの第2次産業が30.9%となっています。

就業者数全体は減少傾向にあり、特に第1次産業と第2次産業就業者数は減少傾向が続いていることから、引き続き担い手不足や高齢化などの課題を抱える産業界への支援が求められています。



表1-1(1) 霞ヶ浦地区の人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,821	人 18,669	% 4.8	人 16,290	% -12.7	人 15,509	% -4.8	人 14,552	% -6.2
0歳～14歳	3,749	3,342	-10.9	1,867	-44.1	1,637	-12.3	1,318	-19.5
15歳～64歳	11,764	12,186	3.6	10,353	-15.0	8,654	-16.4	7,555	-12.7
うち15歳～29歳 (a)	3,320	3,178	-4.3	2,524	-20.6	1,771	-29.8	1,690	-4.6
65歳以上 (b)	2,308	3,141	36.1	4,070	29.6	5,218	28.2	5,679	8.8
(a)/総数 若年者比率	18.6%	17.0%	—	15.5%	—	11.4%	—	11.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	13.0%	16.8%	—	25.0%	—	33.6%	—	39.0%	—

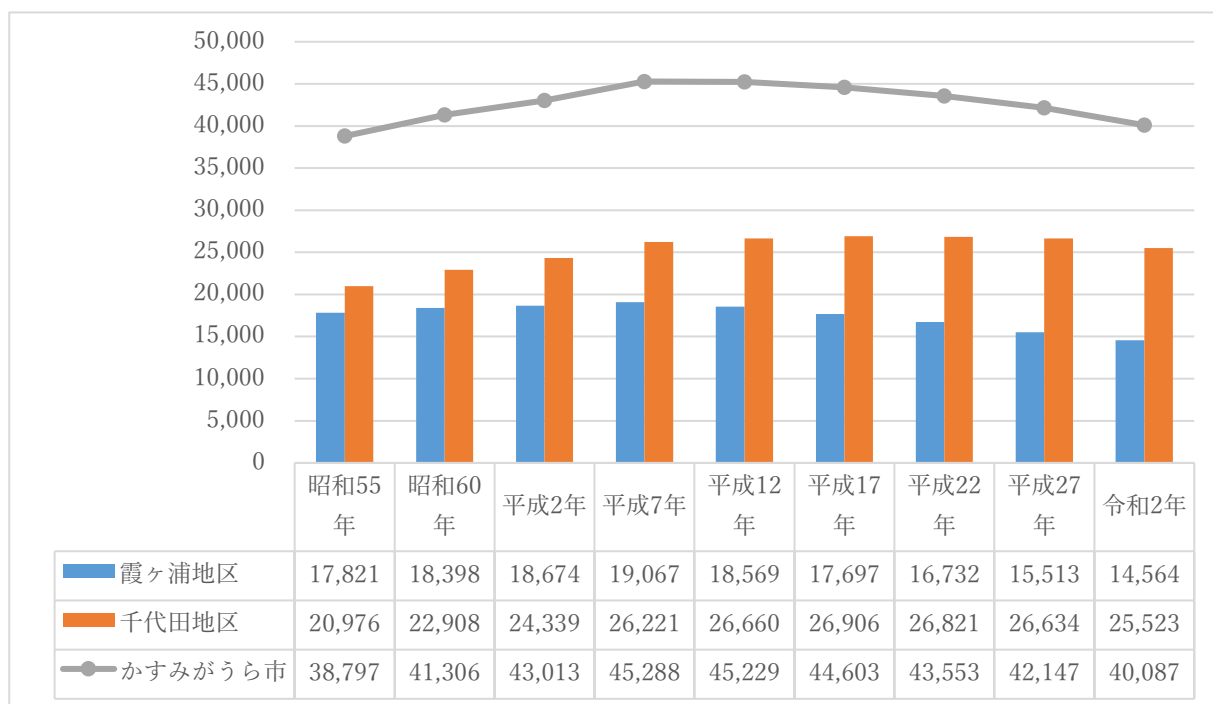
※年齢不詳は含まない。

表1-1(2) 市全体の人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 38,791	人 43,002	% 10.9	人 44,393	% 3.2	人 42,081	% -5.2	人 40,014	% -4.9
0歳～14歳	9,234	8,453	-8.5	6,198	-26.7	5,172	-16.6	4,376	-15.4
15歳～64歳	25,720	29,230	13.6	29,445	0.7	25,216	-14.4	22,859	-9.3
うち15歳～29歳 (a)	8,030	8,631	7.5	7,554	-12.5	5,999	-20.6	5,543	-7.6
65歳以上 (b)	3,837	5,319	38.6	8,750	64.5	11,693	33.6	12,779	9.3
(a)/総数 若年者比率	20.7%	20.1%	—	17.0%	—	14.3%	—	13.9%	—
(b)/総数 高齢者比率	9.9%	12.4%	—	19.7%	—	27.8%	—	31.9%	—

※年齢不詳は含まない。

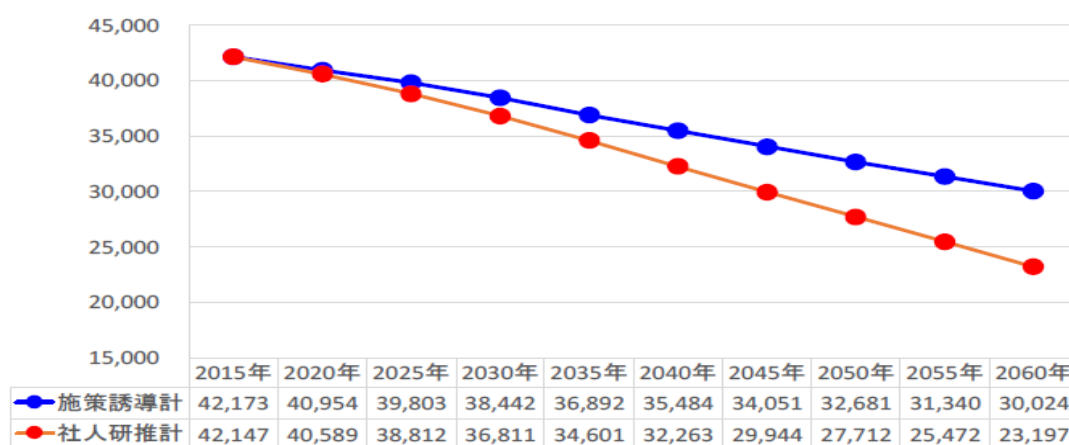
表 1 - 1 (3) 人口の推移 (国勢調査) グラフ



本市の国勢調査における人口 (平成 17 年 3 月の合併以前を含む) は、平成 7 年から減少し始めており、旧市町村区分においては、千代田地区が平成 17 年をピークに、霞ヶ浦地区では平成 7 年をピークに人口が減少しています。

表 1 - 1 (4) 将来の人口の見通し

【将来の人口の見通し】



「施策誘導計」：社人研推計 (平成 25 年 3 月 27 日公表) に基づき、各種施策の展開によって一定期間内に出生率の向上や人口移動の均衡が実現することを想定して推計。

「社人研推計」：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年推計) 』 (平成 30 年 3 月 30 日公表) より。2015 年社人研推計値については、国勢調査の実績。

表1-1(5) 霞ヶ浦地区の産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,985	人 10,116	% 1.3	人 9,478	% -6.3	人 7,853	% -17.1	人 7,404	% -5.7
第一次産業 就業人口比率	48.3%	31.9%	—	20.3%	—	17.5%	—	16.8%	—
第二次産業 就業人口比率	22.2%	30.8%	—	30.4%	—	28.3%	—	27.1%	—
第三次産業 就業人口比率	29.6%	37.3%	—	49.3%	—	54.1%	—	56.2%	—

※産業分類不能は含まない

表1-1(6) 市全体の産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 20,334	人 22,379	% 10.1	人 23,023	% 2.9	人 20,903	% -9.2	人 20,341	% -2.7
第一次産業 就業人口比率	35.9%	21.6%	—	13.7%	—	10.7%	—	10.5%	—
第二次産業 就業人口比率	29.6%	35.2%	—	32.4%	—	31.7%	—	30.9%	—
第三次産業 就業人口比率	34.5%	43.2%	—	53.9%	—	57.5%	—	58.5%	—

※産業分類不能は含まない

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 17 年の合併に伴い策定した新市建設計画において、霞ヶ浦地域と千代田地域の特性の相乗効果により地域の発展を図るとともに、自然と共生しつつ、活気あふれる産業や優れた文化を育み安心で快適に暮らせるまちを目指してまいりました。

令和 2 年 3 月には、第 2 期の市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、令和 4 年 3 月には、市総合計画後期基本計画、市行財政改革基本方針・アクションプランなど全庁的に取り組む重要な計画を策定し、互いに整合を図りながら、一体的に推進と進行管理を行うこととしました。

イ 財政の状況

本市では、効率的で健全な財政運営を目指し、自主財源の確保に努め、人件費や物件費の削減、扶助費や繰り出し金の抑制に取り組んできました。しかし、健全化判断比率は早期健全化基準を下回っているものの、当初予算では財政調整基金繰入の予算化をするなど、依然として財政構造の硬直化は続いています。

また、地方債の償還金は年々増加傾向にあり、公債費負担比率が 13.7%と依然として高い水準となっており、今後の大型事業への着手による負担の大幅増や、超高齢社会における社会保障費の継続的な微増など、財政構造の硬直化が一層進むと推測しています。

さらに、少子高齢化社会が引き起こす急速な人口減少に伴う財政基盤の脆弱化は避けられず、一般財源の減少は近い将来における重要な懸念材料となっています。

表1-2(1) かすみがうら市の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	16,626,930	19,333,597	24,566,426
一般財源	10,225,075	10,541,893	11,963,922
国庫支出金	2,362,588	2,554,999	7,363,484
都道府県支出金	835,427	1,099,030	1,349,909
地方債	1,666,100	2,851,700	1,779,574
うち過疎債	0	0	0
その他	1,537,740	2,285,975	2,109,537
歳出総額 B	15,731,264	18,716,510	23,844,542
義務的経費	8,096,532	8,090,256	8,615,155
投資的経費	2,181,568	3,811,278	2,151,820
うち普通建設事業	2,180,989	3,811,278	2,151,820
その他	579	0	0
過疎対策事業費	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	895,666	617,087	721,884
翌年度へ繰越すべき財源 D	211,815	162,196	187,208
実質収支 C-D	683,851	454,891	534,676
財 政 力 指 数	0.65	0.63	0.61
公 債 費 負 担 比 率	13.7	14.8	13.7
実 質 公 債 費 比 率	11.7	10.7	9.3
起 債 制 限 比 率	7.7	—	—
経 常 収 支 比 率	87.4	84.2	89.2
将 来 負 担 比 率	114.8	76.3	45.6
地 方 債 現 在 高	17,500,270	20,383,930	19,320,681

ウ 施設整備水準等の状況

本市の道路改良率は令和2年度末で25.9%、霞ヶ浦地区に限ってみると34.1%であり、茨城県内の市町村平均（道路統計年報2021）の40.3%をいずれも下回っています。

表1-2(2) 霞ヶ浦地区の主要公共施設等の整備状況【※数値は次年度4月1日現在】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改良率 (%)	—	—	30.9	33.3	34.1
舗装率 (%)	—	—	42.9	47.6	48.4
農 道					
延長 (m)	—	1,041.0	1,041.0	1,041.0	1,041.0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	0.4	0.4	0.5	0.6
林 道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	78.6	88.3	95.3	—	—
水洗化率 (%)	—	—	—	—	—
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

表1-2(3) 市全体の主要公共施設等の整備状況【※数値は次年度4月1日現在】

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 道					
改良率 (%)	—	—	22.1	24.5	25.9
舗装率 (%)	—	—	49.5	53.5	54.3
農 道					
延長 (m)	—	1,041.0	1,041.0	1,041.0	1,041.0
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	0.2	0.3	0.3	0.4
林 道					
延長 (m)	4,436.6	6,531.0	8,726.7	9,411.5	9,411.5
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.9	7.3	9.8	4.6	3.5
水道普及率 (%)	—	—	—	97.3	98.4
水洗化率 (%)	—	—	—	83.3	92.3
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、施行当時は過疎地域指定の要件に該当していませんでしたが、令和2年の国勢調査の結果の発表と同時に指定の要件が緩和されたことで、令和4年4月に旧霞ヶ浦町が過疎地域として指定されました。

「グローバルに考え、ローカルに行動する」ことや「地域にあるものを徹底的に磨き上げる」取り組みは、地域の価値を生み出し続ける源となります。これまでの歩みの中で蓄積された経験や知恵を見つめなおし、外からの新たな視点も入れて地域の在り方を考え続けることで、どのように地域の価値を創生していくかを検討していく必要があります。

一方、「地域での付き合い」や「家族との同居」への煩わしさを感じ子どもたちが故郷を去る現状について、伝統を重んじながらも、地域や家族でルールや決まりを柔軟に見直し、未来志向のやり方を考えていくことが求められています。また、「スーパーに近い」「駅に近い」「お店の選択肢が多い」立地が居住地の選択において重要視されていることにおいては、住民の交通の利便性の向上が必須です。

そして、どのような取り組みにおいても、地域を愛し、将来を真剣に考え、行動を起こす人材の存在が大切です。地域に経験や知恵が蓄積され、新たな人材が生まれ育っていく自律的な仕組みが構築されることが理想であり、人口減少がこれからも長期間続くことが確実な我が国において、一人ひとりが今の自分より、もう一回り大きく活躍できる地域社会の構築、高齢者が暮らしや生業の技を持って活躍し、住民ぐるみで地域の伝統文化を継承できる地域づくりが大切です。

平成29年3月に策定した第2次市総合計画では、「きらり輝く ^{みず}湖と山 ^{みどり}笑顔と活気のふれあい都市 ～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～」を本市の将来像とし、次の3つのまちづくりの基本理念を掲げ、施策を進めてきており、令和4年3月に策定した後期基本計画との整合を図るとともに、茨城県過疎地域持続的発展方針に基づき、本市の人口や産業、行財政の現況なども踏まえ、施策を展開していきます。

- 基本理念1 豊かな自然と地域産業が共存するまち
- 基本理念2 日々の暮らしを守る快適で安全なまち
- 基本理念3 とともに支え成長する人材あふれる安心なまち

また、令和2年3月に策定した第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、次の4つの基本目標により、人口減少対策に関する企業誘致の取り組みの継続、移住・定住の推進や関係人口の増加などの具体的な施策を進めてまいります。

- 基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

さらに、行財政改革基本方針等の施策を引き続き進めるとともに、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められる過疎対策事業債等を有効に活用し、過疎地域の魅力やポテンシャルを活かした施策を展開し、将来にわたっても持続可能な地域づくりを目指します。

一方で、過疎地域指定を受けた旧霞ヶ浦町のみならず、JR 神立駅周辺の中心市街地を除く旧千代田町においても人口減少は進んでいることから、近年における地方への移住者の増加、情報通信技術を利用した働き方への取り組みといった地方の課題の解決に資する動きを加速させ、地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上により、今後の人口減少に歯止めをかける施策に同時に取り組んでまいります。

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格のある国土の形成に寄与することとされている。

過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等はもとより、都市住民へのやすらぎや教育の場として、当該地域の住民の福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支えるという過疎地域の公益的機能を有している。このため、過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められている。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

目標指標	基準値	目標値 (令和7年)
全市人口	40,087 人 (R2 国勢調査)	39,803 人
社会増減	34 人 (R2)	人口移動均衡
出生率	1.41 (H25~H29 の特殊出生率)	1.80 (希望出生率)
本市に住み続けたい (ずっと住みたい・当分の間住みたい) 市民の割合 (霞ヶ浦中地区)	71.3% (R3 市民アンケート)	80.0%

令和2年3月策定の「かすみがうら市人口ビジョン」における目指す施策誘導計の人口は、人口減少対策の取り組みを進めることで、2060年（令和42年）の人口30,024人を目指すとされています。この展望に基づき、本計画の最終年である令和7年度の目標人口を39,803人と定めます。

令和2年中の人口移動は、転入が1,639人で転出が1,605人であったことから、社会増減が転入超過（34人）の傾向にあり、合計特殊出生率は、「平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計の概況」（厚生労働省）で1.41という現状です。いずれも人口ビジョンの目標と整合を図り、令和7年の目標値として、社会増減を「人口移動均衡」に、希望出生率を「1.80」と定めます。

また、定住意向については、全市平均が74.1%であるのに対し、霞ヶ浦中学校地区の平均は71.3%と全市平均を下回っており、自然環境をまもり・いかすまちづくりとともに、生活利便性を向上させ、定住に対する魅力創出に努めます。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策や事業の効果検証は、既存の行政評価サイクルを活用し効果的な見直しや改善を実施していきます。

（7）計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4か年とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

平成27年3月に策定したかすみがうら市公共施設等マネジメント計画（公共施設等総合管理計画）で掲げた基本理念「まちの魅力や市民生活の質が高まる施設へ」と4つの基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。

市公共施設等マネジメント計画の基本方針

総量縮減と機能複合化	施設総量の縮減、機能複合化による施設の適正配置を推進し、適切な施設サービスの質と量を維持します。
まちづくりとの連動	施設の再編やインフラの整備において、将来のまちづくりと連動するとともに、広域的な連携も含め、機能的なまちづくりを目指します。
施設保全の適正化	これまでの事後保全による施設の維持管理から、財政負担

の軽減や平準化を目的とした計画的な予防保全の手法に
転換し、機能の長寿命化の推進や、安心安全の確保に努め
ます。

効率的・効果的な管理運営

施設使用料収入の確保と維持管理コスト縮減、民間ノウハ
ウや資金の活用等により、効率的・効果的な管理運営、資
産の有効活用に努めます。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

移住定住者の増加を目指し、移住者を対象とした住宅取得や家賃、生活支援金等の各種補助金・支援金制度を整備しました。併せて関係人口を増やしていくため、田舎暮らし志向の人を対象とした定期的な情報提供「かすふる通信」や回帰支援センターとの連携による説明会・相談会、ワークショップや観光事業等からのアプローチなどに取り組みました。

また、結婚を本人やその家族だけではなく、地域全体の問題と捉え、移住・定住促進の観点から、平成30年4月に婚活サポートセンターを開設し、総合的に結婚支援を推進してきました。

さらに、本市における外国人の人口は、企業や農業研修生の受け入れなどにより年々増加傾向にあり、お互いを理解し、連携・協力し合って暮らしていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があることから、令和4年4月には市国際交流協会が発足しました。

こうした移住・定住促進のための制度や仕組みは整備されてきており、今後はこれらを拡充しながら継続的な取り組みとしていく必要があります。

イ 地域間交流

他市町村との連携では、筑波山ジオパーク協議会に加わり、新たな自然資源の保全と、教育普及のための講座やツアーを実施しています。さらに、霞ヶ浦地区には、遊覧船に自転車を載せて霞ヶ浦をクルージングできる「霞ヶ浦広域サイクルーズ」の寄港先として本市の歩崎栈橋があり、土浦港、玉造栈橋、潮来港と連携し、好きな寄港先から乗り降りすることができるようになっています。

また、令和4年4月には、石岡市・小美玉市・行方市・茨城町などと連携し公の施設の広域利用を可能にするなど、圏域の市民サービスの向上を図っています。

ウ 人材育成

歴史資源を通じた地域コミュニティを再生するため、専門的知識や技術を有する学芸員や市民学芸員の人員確保・育成が必要となっています。また、一人ひとりが地域とのつながりを大切にしながら、地域の課題を自ら解決する力を高めるとともに、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりを支援していく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・定住につながるきっかけとして、結婚支援事業と他の支援メニューを連携できる仕組みづくり

を進めます。

- ・新築住宅の建築・購入、中古住宅の購入など、住宅取得支援を継続していきます。
- ・移住者向けの住まいや子育て・教育等の支援策をまとめたチラシの作成や、市外在住の登録者に市の情報を定期的に送付する「かすふる通信」、回帰支援センターとの連携による移住希望者向けの説明会・面談会を活用するなど積極的にPRしていきます。
- ・鉄道を利用して遠距離通学する大学生等の保護者の経済的負担を軽減することで、教育機会の均衡を図り転出を抑制します。
- ・民間によるバス等の公共交通の維持と自治体による公共交通の利便性の推進を図ります。
- ・日本語指導ボランティアを増やし、外国人市民が日本語を学べる場を提供します。

イ 地域間交流

- ・歴史博物館を改修するなどし、本市の自然環境の成り立ちや地形・地質を活かした産業、歴史や文化を市内外の方に紹介する企画展等の事業を展開します。
- ・サイクリング、ウォータースポーツ、アウトドアレジャーなどの体験型コンテンツの創出や宿泊施設の整備により、訪問者の滞在時間の増加に努めます。

ウ 人材育成

- ・多くの方に市の歴史資源の魅力を伝え関心を高めることで、郷土愛や誇りを抱く市民を増やすため、市民学芸員の育成に取り組みます。
- ・市民が行政のサービスの受け手だけでなく、まちづくりの担い手として地域の課題に自ら積極的に取り組んでもらえるよう、補助金等を拡充し、まちづくり活動に取り組む市民団体等を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住地 域間交流の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住・結婚支援事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

2020年農林業センサスによると、本市の農家戸数は2,072戸、農業経営耕地面積は2,741㎡で、5年前に比べて戸数が288戸減少し、耕地面積が378㎡減少しています。うち、霞ヶ浦地区の農家戸数は1,221戸で5年前に比べ204件もの減少がみられました。

農業の担い手の高齢化、耕作放棄地の増加や有害鳥獣による作物被害、新型コロナウイルス感染症の影響による外食・観光需要の減少など、経営において様々な課題が出ています。農業従事者の減少は、農村コミュニティの維持に影響を及ぼし、根本的な対策が求められます。

イ 地場産業

霞ヶ浦地区においては、レンコンや果樹、ワカサギやシラウオなどの内水面漁業など全国有数のシェアを誇る農林水産業と商工業がバランスよく発展しています。市内事業者の多くが中小零細企業であり、人材、資金、技術力など経営資源の確保に関して大きな課題を抱えているため、人材育成や生産性の向上に向けた経営への支援が必要となっています。

ウ 企業誘致、起業の促進

現在市内では、誘致可能な産業用地が少ないことから、引き続き産業用地の確保に取り組む必要があります。

後継者不在による中小事業者の廃業が全国的に課題となっており、本市においても、起業・創業・既存事業の承継や中小企業に対する支援の根本的な対策が求められています。

また、起業時における資金調達及び起業後における質の高い人材確保などに対する支援の充実も図る必要があります。

併せて、持続的な発展のため、SDGsに向けた取り組みや、場所にとらわれない柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりなど、市が推進することが求められています。

エ 商業

人口減少、高齢化、国外との競争激化、キャッシュレス社会の伸展、後継者不足など、事業者を取り巻く環境は大きく変化しており、デジタル化や地域バイオマス資源を活用した脱炭素など成長分野への事業展開や消費者ニーズに対応した商品・サービスの提供を図っていくことが求められています。

オ 観光・レクリエーション

本市には、山と湖の対照的な景色や多くの歴史的遺産、観光資源を有しており、地域ブランド「湖山の宝」の活用、果物狩りや帆引き船操業、各種イベント開催などによって魅力を PR してきました。霞ヶ浦地区の歩崎公園については、地域に賑わいと経済的な活力がもたらされることを目指した、具体的な観光プログラム「歩崎観光振興アクションプラン」を平成 31 年 2 月に策定し、宿泊施設や棧橋の整備などの観光振興に取り組んできました。

ウィズコロナ・ポストコロナにより従来型の大規模イベント開催による観光のあり方が見直しを迫られているほか、急速な IT 化への対応や歩崎公園などの観光拠点の老朽化した施設の改善などが必要になっています。

(2) その対策

ア 農業

- ・効率的で生産性の高い農地の確保や、規模拡大を目的とした担い手への集積を進めます。また、遊休農地の再生利用を推進することで、生産性の維持・向上につなげます。
- ・経営改善へ取り組む意欲のある生産者に対し支援を行い、担い手の育成に努めます。
- ・消費者の求める安全で付加価値の高い農産物の生産に取り組み、イメージアップとブランド化を図り、消費の拡大につなげていきます。

イ 地場産業

- ・水産業の経営安定化を図るため、国・県及び漁業関係団体と連携しながら、水産資源の増大とともに水産加工品の普及・消費拡大に努めます。

ウ 企業誘致、起業の促進

- ・新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行い、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ります。
- ・市内での創業や、新事業・新分野への進出、または既存の事業を引き継いだ場合等に必要な費用を支援し、産業の振興、新規雇用の創出、経営基盤の強化・安定化に向けた支援を進めます。
- ・茨城県や商工会、地元金融機関等、各種支援機関と連携し、ビジネスプランの構築や事業計画の作成、資金調達支援など、円滑な創業等に向けた支援に努めます。
- ・テレワーク、サテライトオフィスなどをはじめ、多様な働き方を実現できる場所の整備を支援します。併せて、かすみがうら版ワーケーションプランを通して、場所にとらわれない柔軟な働き方を推進します。

エ 商業

- ・市内事業所の人材確保の支援を行うとともに、消費者ニーズの明確化や既存商品の分析、ECをはじめとした新しい販売方式の導入、新商品開発など「稼ぐ力」の強化を推進します。さらには脱炭素化に向けた取組支援、デジタル化による業務効率化、キャッシュレス化の普及促進によ

る生産性向上を支援します。

- ・茨城県や商工会、茨城県よろず支援拠点など、関係機関との連携によるワンストップかつスムーズな経営サポートを行うため相談受け入れ態勢の充実度向上を図ります。
- ・集中豪雨や台風、または巨大地震など今後予想される災害に対しての事前防災や減災、更には感染症等様々なリスクを想定した事前対策を推進し、事業継続力の強化を図ります。

オ 観光・レクリエーション

- ・霞ヶ浦周辺サイクリングの PR と併せ、サイクリングロードの整備や休憩所（トイレ等）の整備、自転車利活用の動機づけとなる観光サイクルサービスを推進します。
- ・交流センターや古民家江口屋等の観光拠点施設での飲食や宿泊サービスを通じた滞在型観光を推進します。また、老朽化した観光施設の整備と魅力的な観光拠点づくりを計画的に行っていきます。
- ・ウィズコロナ・ポストコロナに対応した個別型・分散型・小規模型の観光形態で実施します。
- ・サイン整備などによる施設への誘致を促進します。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農 業 水 産 業	農業振興事業 県単土地改良事業 水産振興事業	市	
	(5)企業誘致	企業立地促進事業	市	
	(9)観光又はレク リエーション	歩崎公園管理運営事業 交流センター管理運営 事業 水族館管理運営事業 あゆみ庵管理運営事業 農村環境改善センター 管理運営事業 艇庫管理運営事業	市	

	<p>(10) 過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>第1次産業</p> <p>商工業・6次産業化</p> <p>観光</p> <p>企業誘致</p> <p>その他</p>	<p>農業振興事業（再掲）</p> <p>園芸振興事業</p> <p>畜産振興事業</p> <p>有害鳥獣対策事業</p> <p>米政策推進事業</p> <p>土地改良助成事業</p> <p>農地維持・資源向上対策事業</p> <p>水産振興事業（再掲）</p> <p>商工振興事業</p> <p>創業支援事業</p> <p>ふるさと応援事業</p> <p>企業立地促進事業（再掲）</p> <p>観光PR推進事業</p> <p>シティプロモーション事業</p> <p>歩崎公園管理運営事業（再掲）</p> <p>交流センター管理運営事業（再掲）</p> <p>水族館管理運営事業（再掲）</p> <p>あゆみ庵管理運営事業（再掲）</p> <p>農村環境改善センター管理運営事業（再掲）</p> <p>艇庫管理運営事業（再掲）</p> <p>観光交流推進事業</p> <p>観光サイクリング事業（再掲）</p>	市	
--	--	--	---	--

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	事業主体
旧霞ヶ浦町全域	製造業、情報サービス業等、農 林水産物等販売業、旅館業	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（２）その対策、（３）計画とし、事業の推進にあたっては、その効果を発揮させるため必要に応じて周辺市町村及び県との連携に努めます。

（５） 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな日常に対応する住民サービスの提供のため、積極的なデジタル技術の活用が有効になっています。今後は自治体 DX を推進し、スマート自治体への変革を図っていく必要があります。

災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、行政アプリ機能を活用した情報伝達を図る必要があります。災害時の拠点施設ともなる市役所庁舎では、WiFi（公衆無線 LAN）を整備しており、災害発生時の情報収集のツールとしても活用しています。

マイナンバーについては、コンビニエンスストアでの住民票、印鑑登録証明書の取得が可能となっています。

(2) その対策

- ・ デジタル技術等を活用して自治体 DX の推進を図り、システムの標準化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化、セキュリティ対策の徹底、デジタル基盤の整備などに取り組みます。
- ・ 電子申告の利用を促進し利便性向上に努めます。
- ・ 緊急災害時の迅速・確実な情報伝達に努めるため、防災行政無線の維持を図るとともに、災害時要配慮者や情報弱者などに対する確実な情報伝達手段の確保に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設 その他	災害対策事業 電子自治体推進事業	市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	電子自治体推進事業（再掲） 広報事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

市道については、日常の安全性や利便性の向上を確保するため、道路の拡幅及び歩道整備による生活道路としての機能向上が求められており、舗装維持修繕計画に基づく道路舗装の長寿命化や維持修繕費のライフサイクルコスト削減に努めていくことが重要な課題です。

また、老朽化が進む橋梁の計画的な維持管理に取り組む必要があるほか、安全で快適な自転車の通行空間の確保やそのネットワーク化への要望も挙がっており、日常生活における利便性の向上と経済的な負担軽減、交通事故の減少を図るための対策を実施していくことが求められています。

イ 交通

霞ヶ浦地区において、行方市から霞ヶ浦地区を通り土浦駅をつなぐ霞ヶ浦広域バスを運行しており、通勤通学や買い物、通院等でのニーズの高い路線となっています。また、デマンド型乗合タクシーの運行やタクシー利用料金助成事業による助成券の交付、高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の回数乗車券の交付などを行っています。

(2) その対策

ア 道路

- ・広域化する市民の生活圏への対応や土浦協同病院へのアクセスなど、近隣市との連携や役割分担のもと、広域的な視点での道路体系の確立を図ります。
- ・霞ヶ浦二橋の建設促進について、周辺自治体との連携強化を図り関係機関へ要望していきます。
- ・国道 354 号及び県道など広域幹線道路網と連携した、市内幹線道路の整備を促進します。また、主要施設や地域間の連絡を円滑にする幹線道路などについて計画的に整備を進めます。
- ・生活道路の整備・補修については、地域間の平準化を図りながら危険性、緊急性、費用対効果など多方面から優先度を判断し、順次解消していきます。また、破損箇所等の早期発見・補修など適切な道路の維持管理を図ります。さらに、インフラ長寿命化計画を核として、計画的な点検や修繕等の取り組みを実施します。
- ・歩行者等が安心して安全な通行ができる道路環境を確保するため、段差の解消や十分な幅員のあがる歩道の整備など、地域の実情に合った整備に努めます。
- ・道路や歩道、ナビマークの整備など、安全快適に走れる自転車の通行空間の確保、環境整備を進めます。

イ 交通

- ・既存の公共交通の維持と共に新たな交通のあり方について工夫し、市内のどこからでも公共交通で移動できる公共交通網と、鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化を両立する公共交通体系を構築します。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段の 確保の促進	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	市道整備事業 ◇道路改良 市道 2535 号線 (第 2020 号橋) 市道 5011 号線 市道 7483 号線 市道 8459 号線 市道 4176 号線 市道 0103 号線 市道 6488 号線 ◇道路舗装新設 市道 3414 号線 市道 8178 号線 ◇道路舗装補修 市道 0211 号線 市道 0215 号線 市道 6505 号線 市道 7034 号線 市道 7486 号線 市道 0105 号線 市道 0108 号線 市道 0109 号線 市道 1110 号線 市道 7046 号線 市道 7497 号線	市	

		◇道路排水整備 市道 1049 号線 市道 0104 号線 市道 1042 号線 市道 3334 号線 道路維持管理事業 ◇橋梁補修 第 7005 号橋 第 8005 号橋 道路維持補修事業 橋梁維持補修事業 河川維持管理事業 自転車道整備事業		
	(2)農道	県単土地改良事業（再掲）	市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本市における水道の普及率は、全国の普及率 98.1%と同等の状況となっています。

しかしながら、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の老朽化など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあり、水道事業の安定的な経営継続のため、水道料金等徴収業務委託を 2 市 1 町での共同委託を実施し、業務コストの削減や健全化に努めています。

イ 下水処理施設

水道施設同様、施設の老朽化による維持管理費用や更新費用の増大が見込まれるだけでなく、今後の人口減少に伴う経営環境の悪化が予想されます。また、異常気象によるゲリラ豪雨や大型台風による大雨など、浸水被害が増加傾向にあることから、雨水幹線整備や調整池整備など、計画的な雨水排水対策を推進する必要があります。

ウ 廃棄物処理施設

本市のごみ処理については、新治地方広域事務組合の解散とともに、令和 3 年 4 月から石岡市、小美玉市、茨城町との 4 市町の構成による霞台厚生施設組合での共同処理となりました。また、し尿及び浄化槽汚泥については、石岡市、小美玉市とともに、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターにおいて共同処理を行っています。

エ 霞ヶ浦の水質汚濁

旧霞ヶ浦地区については、霞ヶ浦（西浦）に接しており、有機物、窒素、リンが河川を通じて流れ込み、霞ヶ浦の水質汚濁の原因となっています。COD、全窒素、全リン、いずれも、環境基準を大きく上回っており、国、県と連携しながら、霞ヶ浦の水質保全対策を進める必要があります。

オ 消防防災体制及び施設

本市は、千代田地区に消防本部・西消防署が、霞ヶ浦地区に東消防署が配置されており、老朽化する施設の方向性について検討を進め、地域住民の安全安心のため、市民への防災意識の高揚を図り、社会情勢を踏まえた地域ぐるみの防災体制を確立する必要があります。

カ 公園

安全で快適な住環境を確保し、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実を図るため、公園や緑地を適正に配置し、市民の健康増進、交流空間、防災などに活用できる公園・緑地の整備を計画的に進めていく必要があります。本市には、都市公園が千代田地区に 4 か所ありますが、霞ヶ浦地区

にはない状況です。

キ 環境美化

市全域において市民参加のボランティア活動による周辺道路の一斉清掃を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により近年は実施できない状況でした。不法投棄は雑草や樹木が生い茂っている土地にされやすい傾向があり、土地の所有者も雑草の除去などの管理を徹底し、土地を清潔に保つ必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・水道施設の計画的な更新及び漏水調査などにより有収率の向上を図り安定した水を届けます。
- ・霞ヶ浦浄水場については、令和4年度から更新工事を行っており（令和9年度完了見込み）、主要設備を中心に更新することで、安全で強靱な水道事業を継続していきます。

イ 下水処理施設

- ・費用対効果を分析した効率的な下水道整備を進めるとともに、一部下水道区域から高度処理型浄化槽区域への見直しを検討します。
- ・ストックマネジメント計画及び最適整備構想を基に、施設の広域化・共同化を推進するとともに、施設の長寿命化を図るため計画的・効率的な維持管理及び改築を進めます。
- ・公共用水域の水質保全のため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進し、水質汚濁の防止に努めます。
- ・近年の異常気象に対応するため、雨水幹線整備や調整池整備など雨水排水対策の計画的な整備を推進します。

ウ 廃棄物処理施設

- ・安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築のため、霞台厚生施設組合のごみ処理施設による廃棄物処理を推進します。

エ 霞ヶ浦の水質汚濁

- ・湖沼の水質に関して問題となっている窒素やりんが流れ込むことによって起こる富栄養化の現象について、国、県と連携し流入河川等の浄化対策等を総合的に推進します。

オ 消防防災体制及び施設

- ・消防力の基盤となる消防活動拠点の方向性の検討、消防団詰所の維持管理を図り、消防水利の計画的な整備を進め、多種多様化する災害に対応できるよう消防施設、車両、資器材の整備更新及び組織の活性化を図ります。

- ・茨城県消防広域化推進計画による消防の広域化を推進し、消防体制の強化を図ります。
- ・防火意識の高揚、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理、消防団協力事業所表示制度の普及等を促進し、地域防災体制の強化を図ります。
- ・指定避難所において使用する資器材を事前に分散備蓄するための防災倉庫を各指定避難所に設置し、防災機能の強化を図ります。

カ 公園

- ・健康づくりや交流の場、教育・学習活動の場、地域住民の安全確保につながる場など、公園としての機能を常時保持させるため、適正な維持管理に努め、市民に潤いと安らぎを与える空間として、公園の適切な保全に努めます。
- ・花のみち空き花壇に市民が育成・寄贈したあじさいの苗を順次植栽し、市民の目を楽しませてくれる「花の名所 あじさいロード」の整備を進めるなど、緑化推進事業に取り組んでまいります。
- ・緑地の保全や緑化推進など、緑とオープンスペースに関する総合的な基本方針を定め、計画的な公園・緑地の整備に取り組み、子育て世代のニーズにも対応した、人と自然が共生する緑豊かな都市環境の充実に努めます。

キ 環境美化

- ・地域住民のごみに対する意識高揚を図るとともに、廃棄物不法投棄監視員、環境保全監視員による監視、さらに監視カメラの活用などにより不法投棄を未然に防ぎます。また、まちづくり活動に取り組む地元ボランティアの活動を支援してまいります。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道 簡易水道 その他	配水施設工事業 浄水場施設事業	市	

	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水 施設 地域し尿処理 施設 その他	公共下水道整備事業 特定環境保全公共下水 道整備事業 農業集落排水整備事業 雨水整備事業 流域下水道建設負担金 事業 水質保全対策事業	市	
	(3)廃棄物処理施 設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	一般廃棄物処理事業 湖北環境衛生組合運営 事業	市	
	(4)火葬場	火葬場運営事業	市	
	(5)消防施設	消防車両整備事業 消防水利整備事業 消防施設整備事業	市	
	(7)過疎地域持続 的発展特別事業 生活 環境 防災・防犯 その他	交通安全対策事業 地域安全対策事業 環境美化推進事業 環境保全推進事業 廃棄物対策事業 災害対策事業（再掲） 市民協働事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的な少子化傾向が進む中、本市では令和3年度の出生数は183人（死亡者数560人）と厳しい状況となっています。共働きの子育て世代の増加、就労形態や生活スタイルの多様化、核家族化の進展や地域社会における人と人とのつながりが希薄になる中、引き続き、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安や負担の軽減を図り、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、次代の社会を担う子どもが地域で安心して健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

本市では、令和2年3月に第2期かすみがうら市子ども・子育て支援事業計画を策定し、今後も関係機関と連携しながら、子ども・子育てのための支援を総合的、一体的に推進を図る必要があります。

イ 高齢者の保健と福祉

本市の65歳以上の高齢者人口は、令和4年4月現在13,040人、高齢化率は32.1%、うち霞ヶ浦地区では、5,914人で、高齢化率は40.0%となっています。

高齢化の進展に伴い、援護を必要とする高齢者にあっては、地域での生活を社会全体で支えながら、それぞれの地域の中で、生きがいを持って充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などもあり、健康診査や病院診療の受診率が低迷しており、未受診者や要治療者に受診を勧めるなどの対策が課題となっています。

ウ 障害者の保健と福祉

本市の障害者の人数は令和4年3月末時点において1,945人で、本市人口の4.8%となっています。本市では、令和3年3月にかすみがうら市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画を策定し、法・制度改正に対応した各種施策を展開しています。

近年は、障害のある人を取り巻く環境や自身の意識の変化などを踏まえ、障害のある人もない人も分け隔てなく共生社会の実現に向けて、支援やサービスなどの情報提供、相談しやすい環境整備などが求められています。

エ その他の福祉

多様化する福祉ニーズに対応していくため、地域福祉活動拠点であるあじさい館や健康増進拠点であるかすみがうらウエルネスプラザなどを活用した各種サービスの提供体制を図る必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・延長保育や一時預かり保育などの保育サービスの提供とともに、安定した保育サービスを継続して提供するため、多様な事業主体の参画を促進します。
- ・放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学校児童を対象に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。
- ・貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境整備を進めます。
- ・子育て支援サイト「かすみっ湖」などを通じて、出産や子育てに関する情報を分かりやすく発信します。

イ 高齢者の保健と福祉

- ・市地域包括支援センターを中心として、霞ヶ浦地区地域包括支援センターや地域ケアシステム、在宅介護支援センターを運営する関係機関等との連携を強化し、日常生活に課題を抱える高齢者等の支援に努めます。
- ・要介護高齢者の把握と災害時の適切な支援体制の整備を図り、一人暮らし高齢者等に対しては緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応を図ります。
- ・高齢者が充実した生活を送ることができるよう、シルバー人材センターや老人クラブを支援するとともに、地域や世代間の交流を充実させ、高齢者の社会参加を促進します。
- ・かすみがうら市健康増進計画（健康かすみがうら 21）に基づき、心身ともに健康で長生きするための施策を総合的に推進します。
- ・ウエルネスプラザを主体として、医療機関や指定管理者と連携し、トレーニンググループの活用や特色ある健康教室等の開催を通じて健康への自主的な取り組みを支援するとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図ります。
- ・ウエルネスプラザ等において、介護予防に関する知識の普及啓発、地域活動組織やボランティアの育成支援と連携を推進します。
- ・健康増進、疾病予防・早期発見及び早期治療の啓発等各種健康づくり事業を推進します。
- ・サイクリングを推奨し、生活の一部としての自転車医療を習慣づけ、健康増進を図ります。
- ・各種健診（検診）、人間ドック・脳ドックの受診体制の整備により受診率の向上を図ります。また、健康教育、健康相談及び歯科事業などを推進します。
- ・医療機関と連携し、適正かつ安全な予防接種実施の体制を整備します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業により、要支援者等の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。
- ・多様化する支援ニーズに対応するため、地域支援事業や市特別給付等を推進し、介護保険制度の健全な運営を図ります。
- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護や認知症、権利擁護等の様々な相談を受け、必要な支援を把握し、地域におけるサービス機関又は制度の利用につなげるなど相談支援体制の充実を図ります。

ウ 障害者の保健と福祉

- ・障害者の暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業などを合わせて総合的な支援の仕組みの確率を目指します。
- ・障害者の地域社会への参加を促進するため、就職支援などによる雇用機会の拡充を進めます。

エ その他の福祉

- ・あじさい館利用者が快適に安全に活用できるよう管理運営に努め、高齢者や障害者、子育て中の保護者など誰もが安心して活動ができるよう施設の充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	第一保育所管理運営事業 放課後児童健全育成事業	市	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター 老人福祉センター その他	あじさい館管理事業	市	
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	ウエルネスプラザ管理運営事業 保健センター管理事業	市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	障害者地域生活支援事業 要援護高齢者等対策事業 子育て支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行ってまいります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

霞ヶ浦地区には一般の診療機関が3か所と歯科診療所が3か所ありますが、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・整形外科などの専門医療機関はありません。また、産婦人科や入院が必要な場合などは、市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

(2) その対策

- ・医療技術を有する土浦協同病院について、安定した経営のための運営費を負担します。
- ・自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう、移動手段確保の一助としてデマンド型乗合タクシーの運行と、タクシー利用料金の助成を行います。
- ・市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。
- ・休日や夜間の当番医制方式により救急医療体制の充実を図ります。また、新型コロナウイルス感染症等に迅速に対応できる地域医療の充実に向けて医療機関との連携強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続 的発展特別事業 民間病院 その他	保険関係団体等活動促 進事業 健康づくり推進事業 不妊治療助成事業	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

霞ヶ浦地区では、平成 26 年 4 月に南・北中学校が統合して霞ヶ浦中学校、平成 28 年 4 月に、下大津・美並・牛渡・宍倉小が統合して霞ヶ浦南小学校、佐賀・安飾・志士庫小が統合して霞ヶ浦北小学校となり、それぞれ開校しました。

千代田地区では、令和 4 年 4 月に、志筑・七会・新治・上佐谷小及び千代田中学校が統合して千代田義務教育学校になり、開校しました。

統合後の学校における通学距離が、児童にとっては 2 キロ以上、生徒にとっては 6 キロ以上の場合、原則、市のスクールバスを運行することで通学の支援に努めています。

学校施設における耐震対策や大規模改修等は概ね完了しているものの、質の高い施設整備を行うとともに、安全・安心を確保し、多様化する学習活動に対応していくことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ICT 教育の重要性が急速に高まり、Society5.0 時代を生き抜く力を身に付け、国際的な視野を持つグローバルな人材の育成が求められています。

イ 生涯学習・スポーツの充実・青少年育成

本市では、「いつでも」「どこでも」「誰でも」の基本理念に基づき、幼児から高齢者までのあらゆる世代や様々な目的に応じた生涯学習やスポーツ・レクリエーション事業を展開しています。青少年の育成においては、多様な人材が学び合い高め合う地域づくりの中で、小中学生などの地元愛着度を高め、将来のかすみがうら市を担う人材の育成に取り組んでいます。

地域社会においては、新型コロナウイルス感染症対策等に伴う人と人とのつながりの希薄化や社会的孤立の拡大、運動不足による身体的・精神的な健康を脅かす健康二次被害も懸念されるなど、様々な課題に直面しています。国では Society5.0 の実現が提唱され、大きな社会の変化が訪れようとしており、すべての人が生涯にわたって主体的に学び続けることのできる環境づくりや、スポーツによるストレス解消、自己免疫力を高めるといった心身の健康保持増進の取り組みが求められています。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

- ・子どもミライ学習などを通じて、地域の歴史や文化、産業、自然環境等を生かした体験活動や職場見学・職場体験など、本市独自の郷土教育やキャリア教育を推進します。
- ・全児童生徒に整備した 1 人 1 台端末を活用した ICT 教育の強化や、外国語指導助手等を活用し

た教育を促進するなど、グローバル化に対応した人材育成を図ります。

- ・デジタル教科書の導入による ICT 活用などを含め、新たな教育内容・教育課題に対応する教職員育成や各種研修の充実化を図るとともに、効果的教育活動を目指した働き方改革を推進します。
- ・小中学校施設長寿命化計画を基に改修・建て替えの検討を進め、学校適正規模・適正配置により公平性のある教育環境の整備を図ります。
- ・児童生徒の登下校時の安全を確保し、学校統合により遠方化した地域にはスクールバスを運行します。

イ 生涯学習・スポーツの充実

- ・生涯学習推進計画に沿った生涯学習の推進に努めます。
- ・人気図書やリクエスト図書の購入を心掛け、市民が利用しやすい図書館のレファレンスサービスの充実を図るとともに、電子図書の導入による幅広い読書環境の整備に努めます。
- ・市スポーツ協会や総合型スポーツクラブをはじめ、関係団体と連携した各種スポーツイベントや教室の開催、さらには霞ヶ浦の水辺を生かしたカヌーやサップ体験など、誰もが気軽に楽しくスポーツに親しむ環境づくりを目指します。
- ・市民のニーズに対応した社会教育施設（文化・スポーツ施設）の充実を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール スクールバス 給食施設 その他	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	市	

	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他	図書館運営事業 旧地区公民館管理事業 体育センター管理運営事業 多目的運動広場管理運営事業 戸沢公園運動広場管理運営事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて、計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

空家対策

全国的な高齢化の進展と居住形態の多様化による核家族の増加、人口減少により空家の問題が発生しており、空家の管理についての苦情や相談等が年々増加しています。

本市では、平成29年度に実地調査した結果、560件（うち霞ヶ浦地区では306件）の空家が確認されました。令和2年2月にはかすみがうら市空家等対策計画を策定し、生活環境の保全を図るとともに、空家の活用を促進し、地域活性化の推進を図っているところです。

空家の活用においては、茨城県モデル改修事業第1号として、令和2年7月に古民家ゲストハウス江口屋を開設。もともとの梁や建具の木の温もりを生かした宿として、歩崎公園周辺での滞在時間の延長策として観光面に寄与しています。

(2) その対策

空家対策

- ・空家の実地再調査を実施し、その調査結果を基に空家等対策計画の見直しを行い、効果的な空家対策に取り組んでまいります。
- ・不動産事業者と連携し、情報共有や利活用方法の検討などを行い、空家の解消に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治振興事業 移住定住・結婚支援事業 (再掲)	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設

整備及び維持管理を行っていきます。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域の文化財の保存・活用

霞ヶ浦地区には国指定重要文化財「椎名家住宅」をはじめとし、県指定史跡である「富士見塚1号墳・2号墳・3号墳」などの史跡や建造物などの文化財等が多数現存しており、それら特色ある歴史や文化は、保存・伝承に加えて観光やまちづくり等にも活用していく必要があります。

特に国選択無形民俗文化財である「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」については、後継者不足が深刻な問題となっており、操船・操業技術の伝承システムと、魚食文化の再構築による生業としての漁業継承が課題となっています。

イ 芸術文化の振興

芸術については、霞ヶ浦を題材にした芸術・美術家の作品の調査研究を進める一方で、市民が芸術に触れる機会の充実を図るとともに、社会情勢の変化に応じた市民の多様な創作・表現活動を受け入れる体制づくりや意識啓発が必要となります。

ウ 歴史博物館等の施設の整備

歴史博物館施設は、昭和61年に建築されてから約35年が経過し、老朽化が進むとともに、今後国指定文化財の指定を目指している「風返稻荷山古墳出土遺物」等のあらたな展示物の保管、展示環境の整備、バリアフリー等への対応が課題となっています。

(2) その対策

ア 地域の文化財の保存・活用

- ・本市の魅力の一つである文化財を保存、伝承するために文化財保存活用地域計画を策定し、中長期的に観光やまちづくり等に生かしていきます。
- ・「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」を体験できるような環境整備を進めるとともに、帆引き船で捕獲された魚の価値を高めるための事業を行います。
- ・特別展・企画展の開催などにより、歴史博物館への来館を促進し、市の歴史資源の魅力を伝え関心を高めることで、郷土愛や誇りを抱く市民を増やします。

イ 芸術文化の振興

- ・市民が優れた芸術・文化に触れる機会の充実及び後世に伝えていくための環境整備を図ります。

ウ 歴史博物館等の施設の整備

- ・資料の保管、展示環境、バリアフリー等に対応するため、老朽化した博物館の改修を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興 施設等 地域文化振興 施設 その他	歴史博物館管理運営事業 富士見塚古墳公園管理 運営事業	市	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業（再 掲） 帆引き船保存活用対策 事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

1 2 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

本市では、公共施設を対象として温室効果ガス排出制御実行計画に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでいますが、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減への理解は未だ十分であるとは言えません。平成 29 年度以降は、市民の住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助を実施していますが、さらに地域全体としてのレジリエンス強化には災害時に広く活用可能な再生可能エネルギーを積極的に導入していく必要があります。

(2) その対策

- ・令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出量実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的に進めるため、環境基本計画を策定し、計画的に環境政策を推進します。
- ・地球温暖化防止を推進するため、市民への新たな補助制度を検討し実施することで再生可能エネルギーの利用の促進に努めます。
- ・再生可能エネルギーを取り入れることは、地域の持続的発展に資するものであり、地域特性を活かして多様な再生可能エネルギー等の導入を促進します。

(3) 計画

事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能 エネルギーの利 用の促進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設	環境保全推進事業（再 掲） 霞ヶ浦庁舎管理事業	市	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	環境保全推進事業（再 掲）	市	

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 土地利用

本市では、令和 2 年 12 月に改訂した都市計画マスタープランに基づき、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、JR 神立駅を中心とした福祉・教育・子育ての拠点形成と千代田・霞ヶ浦両地区との連携・波及効果により、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めていく必要があります。

霞ヶ浦地区は、市街化区域（加茂工業団地等）、市街化調整区域と都市計画区域外で形成される地域です。地域内は国道 354 号等の沿道を中心に住宅地や集落地が形成されており、その周辺は農地等の自然的土地利用がされています。周辺の自然と共生することで、ゆとりあるライフスタイルの実現が期待されます。

イ 河川

霞ヶ浦地区には一級河川の一の瀬川・菱木川などがあります。雨水の大部分は、農地や山林などへ自然浸透し、河川を通じて霞ヶ浦へ流入しており、台風や豪雨による多量の雨水の影響により地盤が緩み、自然災害を引き起こす可能性が高くなっています。

ウ 行政施設及び旧学校施設

庁舎については、本市の発足当初から旧町単位の分庁舎方式を採用し、各庁舎の窓口センターで窓口業務を行っています。

学校施設については、霞ヶ浦地区の平成 28 年 4 月の小学校統廃合により下大津・牛渡・宍倉・佐賀・安飾・志士庫小が廃校となり、有効活用が課題となっています。うち、旧宍倉小は、公共施設の最適化に向けた先導的な事例とするため、令和 2 年に健康増進の中心拠点として、さらには地域住民のコミュニティ活動の場として「かすみがうらウエルネスプラザ」の供用を開始、旧安飾小は歴史博物館収蔵施設の付帯建物に転用されました。

(2) その対策

ア 土地利用

- ・市民、市民活動団体、事業者それぞれが今後の都市づくりへの理解を深め、都市づくりに参加することや、市民や企業などが行政と連携し、民間活力を導入した都市づくりを推進します。
- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づき、豊かな里山と広大な霞ヶ浦などの自然環境や農業などの田園環境と共生し、市街地と連携した都市づくりを実現します。

- ・霞ヶ浦庁舎周辺を地域拠点として、地域住民へのサービスを維持しながら、より機能的で安全・安心な地域づくりを推進します。また、自然環境を踏まえた特色ある景観形成やバリアフリー化を推進します。

イ 河川

- ・地域開発により河川を取り巻く環境変化は、河川の持つ治水機能の低下と環境悪化を招いており、豪雨などによる河川水位の上昇に対応するため、河川の築堤や河川の浚渫などの治水事業を促進します。また、霞ヶ浦の治水対策として、消波堤や離岸堤等の護岸整備を国県へ要望していきます。
- ・一級河川以外の水路や霞ヶ浦湖岸などについては、危険個所の解消や改修事業を促進するなど、安全な水辺空間の創出、多自然型の河川空間の創出に努めます。

ウ 行政施設及び旧学校施設

- ・利用者に快適に利用していただけるよう適切な維持管理に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用や使用電力等の抑制に向けた取り組みを推進します。
- ・牛渡、佐賀、志土庫の旧小学校施設は、市としての投資は行わず、活用する民間事業者の公募を当面継続しますが、公募状況に応じ、老朽化の著しい建物等を解体し土地を管理、活用する方法も検討します。
- ・耐震補強を実施していない老朽化の著しい旧下大津小の施設は解体し、旧下大津地区公民館に代わる施設を整備します。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 霞ヶ浦庁舎管理事業（再掲） 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業（再掲）	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」及び「個別施設計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていきます。

事業計画（令和4年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住地 域間交流の促進、 人材育成	(4)過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	企画調整事業 移住定住・結婚支援事業 都市計画調整事業 ジオパーク推進事業 観光サイクリング事業	市	移住・定住施策を 実施することで、 その効果は将来 に持続的に及ぶ ものである。
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業 商工業・6次 産業化 観光 企業誘致 その他	農業振興事業（再掲） 園芸振興事業 畜産振興事業 有害鳥獣対策事業 米政策推進事業 土地改良助成事業 農地維持・資源向上対策 事業 水産振興事業（再掲） 商工振興事業 創業支援事業 ふるさと応援事業 企業立地促進事業（再 掲） 観光PR推進事業 シティプロモーション 事業 歩崎公園管理運営事業 （再掲） 交流センター管理運営 事業（再掲） 水族館管理運営事業（再 掲） あゆみ庵管理運営事業 （再掲） 農村環境改善センター 管理運営事業（再掲） 艇庫管理運営事業（再	市	産業の振興によ り地域の持続的 発展に資する事 業であり、事業効 果は将来に持続 的に及ぶもので ある。

		掲) 観光交流推進事業 観光サイクリング事業 (再掲)		
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	電子自治体推進事業(再掲) 広報事業	市	デジタル化の推進や情報発信による日常生活における利便性の向上に取り組むものであり、事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持 その他	公共交通対策事業	市	道路や公共交通の利便性を維持することで、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 防災・防犯 その他	交通安全対策事業 地域安全対策事業 環境美化推進事業 環境保全推進事業 廃棄物対策事業 災害対策事業(再掲) 市民協働事業	市	地域の安心・安全を維持することで、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉	障害者地域生活支援事業 要援護高齢者等対策事業 子育て支援事業	市	健康的な生活を確保することで、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 民間病院 その他	保険関係団体等活動促進事業 健康づくり推進事業 不妊治療助成事業	市	地域に根差した医療提供に向けた取組であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。

8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 生涯学習・スポーツ その他	子どもミライ学習事業 小学校管理運営事業 小学校コンピューター管理事業 中学校管理運営事業 中学校コンピューター管理事業 生涯学習推進事業 青少年育成事業 図書館運営事業	市	子育て世帯の支援、ふるさと教育による事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	自治振興事業 移住定住・結婚支援事業 (再掲)	市	地域コミュニティの持続性の確保など、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 文化財保護事業 ジオパーク推進事業(再掲) 帆引き船保存活用対策事業	市	歴史や文化に身近に触れ合うことができる環境づくりに向けた取組であり、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用促進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	環境保全推進事業(再掲)	市	再生可能エネルギー導入促進を図ることで、その事業効果は将来に持続的に及ぶものである。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		公有財産調整事業 霞ヶ浦庁舎管理事業(再掲) 旧小学校施設管理事業 河川維持管理事業(再掲)	市	活力ある地域拠点の形成・充実を図り、持続可能なまちづくりに取り組むものであり、その事業効果は将来に持続的

				に及ぶものである。
--	--	--	--	-----------

案件名	かすみがうら市過疎地域持続的発展計画	
募集期間	令和4年7月19日～令和4年8月1日	
意見受付件数	4件(9項目)【郵送0件、持参2件、FAX0件、電子メール2件】	
担当課	政策経営課	
No.	意見の要旨	市の考え方
1	綺麗なまちづくり(ごみを捨てさせない環境づくり、独自の条例制定、市役所周辺の市職員のごみ拾い、市主体のごみ拾い回数の増加、地元ボランティアの地道な活動や市の応援、草刈りの回数の増加)	いただいたご意見のテーマである「ごみのポイ捨て」につきまして、本計画素案の大項目「生活環境の整備」に「環境美化」に関する記述を追加いたしました。ご提案のような綺麗なまちづくりに向けた取り組みを今後の参考とさせていただきますとともに、地元ボランティアの活動を支援してまいります。
2	地域交通の利便性(スクールバスや市所有バスの活用、神立駅や国道354号周辺以外の地域交通の体系化)	地域公共交通につきましては、鉄道・バス・デマンド交通の役割分担を明確にし、運行経費の節減と運行効率化を両立する交通体系の構築を掲げております。ご提案のスクールバス等の活用につきましても、ニーズはもとより、経費と効率化の両面から検証してまいります。
3	コミュニティ施設整備(市主導で若者が参加したくなる集会所の整備、旧小学校区単位に公民館・集会施設・体育施設を整備、廃校後の校庭や建物の有効活用、集落機能の維持・向上支援、地域文化の振興)	コミュニティの施設整備としては、コミュニティセンターは、従来からの公民館活動に加え、児童館的な機能など子どもから高齢者まで周辺住民の各世代が気軽に利用できる施設として整備を進めます。また、霞ヶ浦中地区については、地区センターは、コミュニティセンター機能に加え、さらに補完する機能として、従来からの公民館の支館活動等に対応できる拠点として利用できる施設として整備を進めます。 統合後の空き校舎や跡地の利用については、公の施設としての転用または民間への売却等により、施設を生かした有効利用を最優先に検討します。また、施設の適当な利用方法がない場合は、施設の解体と土地の利用または売却を検討します。
4	若い世代への補助(18歳までの医療費無料化、高校通学費として最寄り駅までのガソリン代の支給、出産した子ども1人あたり50万円支給、ひとり親家庭の支援、結婚促進・支援)	現在本市におきましても、18歳までの医療費の実質無料化を実施しているところですが、その他のご提案につきましては、今後の参考にさせていただきます。
5	移住・定住化の促進(空家、公営住宅を利用した移住促進、移住費用の支給、新築費、空家の改造費の補助、親に子どもの定住化を要請)	空家対策につきましては、令和4年度に空家の実地再調査を実施しているところであり、その調査結果を基に空家等対策計画の見直しを行い、効果的な対策に取り組んでまいります。 新築費等の補助につきましては、本計画素案p15に記載のとおり今後も新築・改築に対する住宅取得支援を継続してまいります。
6	働き場所の確保(工場の誘致、湖を利用した産業の活性化、若手農業者の育成と補助)	企業誘致及び起業促進につきましては、本計画素案p17に記載のとおり新たな企業を誘致するために必要な工業団地の整備を見据え、産業の動向や企業ニーズの整理を行うとともに、創業支援事業補助を継続し、産業の振興、雇用機会の拡大及び生産環境の向上を図ってまいります。さらに、新商品開発や新しい販売方式の導入など事業所の「稼ぐ力」の強化を推進します。

7	再生可能エネルギー(家庭での設置補助と利用促進)	脱炭素社会の実現に向けた取り組みを総合的に進めるため、現在環境基本計画を策定しているところであり、本計画素案p42に記載のとおり、市民への新たな補助制度についても検討してまいります。
8	道路の補修(幹線道路の亀裂や狭隘、路肩の不明箇所修復)	生活道路の整備・補修につきましては、本計画素案p23に記載のとおり地域間の平準化を図りながら危険性、緊急性、費用対効果など多訪問から優先度を判断し、順次解消を図ってまいります。
9	計画の実施計画などについて地域住民の声・行政・その他の団体等が連携し、密なる計画の元に実行し、途中経過などを広報してほしい	本意見公募におけるご意見等を参考にさせていただくほか、直接市民や団体等の声を伺うなどして、計画策定後においてもよりよい施策を実施できるよう努めてまいります。